

川越市総合交通計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問回答

番号	質問受付日	質問・回答	
1	2025.07.07	質問	<p>【実施要領】P4 7参加申し込み(2)提出書類</p> <p>本社、営業所等を川越市内に設置していない事業者も「市税に未納がないことの証明」のための納税証明書を取得し、提出するのか。</p>
		回答	<p>未納（納期限未到来のものを除く）がない、又は、納税義務がないことの証明のため、川越市に本社、営業所等を設置していない事業者でも提出が必要です。納税証明等申請書兼証明書（川越市総合交通計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザル参加用）に川越市収税課で証明を受けた上で、提出してください。</p>